

開成町福祉会館条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町福祉会館条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

受益と負担の適正化の観点から、福祉会館の使用料の額を引き上げるため、開成町福祉会館条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第　　号

開成町福祉会館条例の一部を改正する条例

開成町福祉会館条例（令和17年開成町条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

改正後		
別表（第11条関係）		
1 基本利用料金		
(単位：円)		
施設の名称	利用単位	上限額
多目的ホール	1時間につき	4,500
楽屋	1時間につき	400
控室	1時間につき	400
多目的室	1時間につき	400
大広間	1時間につき	800
娯楽室	1時間につき	250
教養娯楽室	1時間につき	250
地域交流室	1時間につき	400
視聴覚室	1時間につき	250
団体利用コーナー	1時間につき	650

利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とみなす。

2 加算利用料金

ア 多目的ホールを利用する場合で、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収して利用する場合の利用料金は、基本利用料金に次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を基本利用料金に加算した額とする。

区分	率
1人当たりの入場料等の最高額が1,000円を超える場合	50パーセント
1人当たりの入場料等の最高額が2,000円を超える場合	70パーセント
1人当たりの入場料等の最高額が3,000円を超える場合	100パーセント
1人当たりの入場料等の最高額が5,000円を超える場合	120パーセント

イ 営利を目的とする広告、宣伝その他これらに類する催しのために利用する場合の利用料金は、基本利用料金に120パーセントを乗じて得た額を基本利用料金に加

改正後

算した額とする。この場合において、アの規定は適用しない。

ウ 多目的ホールの利用に伴う準備又は練習を行うことを目的として舞台を利用する場合の利用料金は、基本利用料金の額に50パーセントを乗じて得た額とする。

エ 利用時間の延長又は繰上げの承認を受けて利用する場合に、当該時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とみなす。

改正前

別表（第11条関係）

1 基本利用料金

(単位：円)

施設の名称	利用単位	上限額
多目的ホール	1時間につき	3,140
楽室	1時間につき	310
控室	1時間につき	310
多目的室	1時間につき	310
大広間	1時間につき	620
娯楽室	1時間につき	200
教養娯楽室	1時間につき	200
地域交流室	1時間につき	310
視聴覚コーナー	1時間につき	200
団体利用コーナー	1時間につき	520

利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とみなす。

2 加算利用料金

ア 多目的ホールを利用する場合で、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収して利用する場合の利用料金は、基本利用料金に次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を基本利用料金に加算した額とする。

区分	率
1人当たりの入場料等の最高額が1,000円を超える場合	50パーセント
1人当たりの入場料等の最高額が2,000円を超える場合	70パーセント
1人当たりの入場料等の最高額が3,000円を超える場合	100パーセント
1人当たりの入場料等の最高額が5,000円を超える場合	120パーセント

イ 営利を目的とする広告、宣伝その他これらに類する催しのために利用する場合の利用料金は、基本利用料金に120パーセントを乗じて得た額を基本利用料金に加算した額とする。この場合において、アの規定は適用しない。

改正前
ウ 多目的ホールの利用に伴う準備又は練習を行うことを目的として舞台を利用する場合の利用料金は、基本利用料金の額に50パーセントを乗じて得た額とする。
エ 利用時間の延長又は繰上げの承認を受けて利用する場合に、当該時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とみなす。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、改正後の表に掲げる別表のうち、多目的ホールの上限額は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の開成町福祉会館条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る基本利用料金について適用し、施行の日前の利用に係る基本利用料金については、なお従前の例による。